

令和 6 年度事業報告

(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日)

I. 概況

新発田法人会は平成 24 年 4 月 1 日付で公益社団法人に移行し 13 期目となる令和 6 年度は人の移動に関する制約がなくなり、観光地等ではコロナ渦前以上のインバウンド需要が拡大しました。講演会やセミナーなども通常開催され、一年を通じて、税知識の普及と納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域社会と地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業を行ってきました。

法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ、諸施策に取り組みました。また、会員や市民へのサービス向上に努めているところです。

主な事業活動の概況は以下のとおりです。

〔公益関係〕

税を巡る諸環境の整備事業として、税に関する研修・セミナーは、公益性を高めるため会員のみならず一般市民も対象に実施し、多数の方に参加いただきました。

租税教育では、小学生を対象に租税教室、税に関する絵はがきコンクールを実施し、参加の小学校数、児童数も多く、高い評価を得ています。

税の広報活動として、会報の発行やホームページによる広報も実施しました。

また、今後の望ましい税制のあり方についての提言も実施しました。

地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業としては、講演会・セミナーを開催し多くの方に参加いただきました。その際、タオル寄付を募り社会福祉協議会に寄贈し、福祉や医療の現場で役立てております。

〔共益関係〕

組織の強化・充実、広報活動、青年部・女性部の充実のための事業、会員の福利厚生に資する事業に取り組みました。

〔管理関係〕

公益法人制度を踏まえ、諸規定の整備や諸会議及び事業活動の確立等、管理運営に努めました。

II. 公益関係

1. 税を巡る諸環境の整備事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 各研修会・セミナー事業

令和 6 年度の税に関する研修会・セミナーの実施状況は、法人税制改正、インボイス制度の理解、電子帳簿保存法の内容改正や税務申告など、法人会の原点である「税」を中心とした研修会、および経営や財務に関する諸問題改善に役立つ研修会をより多く実施しました。

開催した詳細は以下のとおりです。

テーマ	参加人員	回数	講 師
【決算期別説明会】 令和6年度法人税制改正の概要 インボイス制度の理解 電子帳簿保存法の内容改正	87	6	税務署担当官
【年末調整説明会】 年末調整の手順、基本的な流れと実務	182	6	〃
【税務研修会】 税務行政の取組	35	1	新 発 田 税 務 署 署長
合 計	304	13	

② インターネットセミナーの提供

研修会・セミナーで当会のホームページと一緒に周知を図りました。新たな研修会の形態としてインターネットセミナーの提供を行っています。当法人会のホームページにもバナーがあり、ネット配信され、24時間いつでも無料でご覧いただけます。

このセミナーは、税務・経営・労務・健康等、広範囲の内容で多彩な講師陣 を揃えており、多数の方にご利用いただいております。

令和6年度のアクセス数は5,222回でした。

(2) 租税教育活動

新公益法人制度を踏まえ、青年部・女性部活動の大きな柱である「租税教育活動」の積極的展開を図るために、租税教育活動に積極的に取り組みました。

① 阿賀野市租税教育推進協議会総会

開催日 令和6年6月20日

会 場 書面評決 (FAX 送付)

内 容 (1) 会則の一部改正について
(2) 令和5年度事業報告について
(3) 令和6年度事業方針 (案) について
(4) 令和6年度事業計画 (案) について

② 胎内市租税教育推進協議会総会

開催日 令和6年年7月2日

会 場 胎内市産業文化会館 (天木副会長)

議 題 (1) 会則の一部改正について
(2) 令和5年度事業実施報告について
(3) 令和6年度事業実施計画 (案) について

③ 小学校での租税教室の開催

青年部・女性部役員が講師を努め、新発田税務署管内小学校の授業の一環として租税教室を開催し、税金の意義や使われ方、税金の種類等を小学生にもわかりやすい授業を開催しました。

開催日 令和6年4月30日
会 場 胎内市立中条小学校
児童数 6年生 81名
講師、補助 5名

開催日 令和6年5月24日
会 場 聖籠町立蓮野小学校
児童数 6年生 47名
講師、補助 5名

開催日 令和6年6月4日
会 場 新発田市立外ヶ輪小学校
児童数 5・6年生 142名
講師、補助 4名

開催日 令和6年6月7日
会 場 阿賀野市立水原小学校
児童数 6年生 94名
講師、補助 4名

開催日 令和6年6月13日
会 場 胎内市立胎内小学校
児童数 6年生 56名
講師、補助 4名

開催日 令和6年6月14日
会 場 新発田市立二葉小学校
児童数 6年生 49名
講師、補助 3名

開催日 令和6年9月10日
会 場 新発田市立七葉小学校
児童数 5年生 39名
講師、補助 3名

開催日 令和6年10月17日
会場 新発田市立藤塚小学校
児童数 5・6年生 33名
講師、補助 3名

④ 税に関する絵はがきコンクールの開催

租税教室開催時に応募を呼びかけるなど周知に努め、7校から214作品の応募がありました。

学校名	応募数
胎内市立中条小学校	72
胎内市立胎内小学校	17
新発田市立外ヶ輪小学校	2
新発田市立二葉小学校	2
新発田市立藤塚小学校	1
聖籠町立蓮野小学校	39
阿賀野市立水原小学校	81

後援をいただいている新発田税務署と選考委員会で選考した最優秀作品には新発田税務署長賞1名、法人会長賞1名、青年部部会長賞3名、女性部部会長賞3名、優秀賞3名、努力賞5名、受賞者他は参加賞を届け、各学校を通じて表彰しました。

（3）税の広報活動

① 新発田法人会会報・全法連機関紙「ほうじん」の配布

税や経営に関する最新の情報を提供するために「しばた法人会だより」を年1回、全法連機関紙「ほうじん」を年4回（季刊）会員および一般向けに無料配布しました。

② ホームページによる税の広報

- ・税制改正の確定時に速報版を掲載し周知に努めました。
- ・各研修会や講演会の案内を会員外の一般市民にも参加を呼びかけました。
- ・税法・税務・経営・労務等に関する小冊子を作成、配布を会員外の一般市民にも案内しました。

③新聞による税の広報

令和6年9月30日 日本経済新聞朝刊（全国版）に『金利のある世界』が到来、新たな財政再建目標の策定を！と題し、意見広告を掲載しました。¥

（4）企業の税務コンプライアンス向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要なことです。法人会では国税庁・日税連・全法連の三者で作成した「自主点検チェックシート」「自主点検ガイドブック」を活用し、企業の税務コンプライアンス向上のため、各研修会

やホームページで積極的に案内し、その推進と普及に努めました。

(5) 研修用教材の作成・配布

税法・税務に関する研修会は、法人会の中心事業でもあり、令和6年度においても各種テキスト・小冊子を作成し、研修会開催時に会員や会員外の出席者に配布しました。

〈作成したテキスト・小冊子等〉

- 1 令和6年度税制改正のあらまし速報版
- 2 ここが変わることしの税制改正
- 3 おじいさんの赤いツボ（新発田税務署管内小学校6年生を対象）
- 4 自主点検ガイドブック
- 5 会社税務の手引き
- 6 税務・労務の手引き さくっとデジタル化ガイド
- 7 電子帳簿等保存版のチェックポイント
- 8 わかりやすい年末調整実務のポイント
- 9 令和6年度年末調整の実務ガイド
- 10 会社の決算・申告の実務
- 11 源泉所得税実務のポイント
- 12 会社取引をめぐる税務Q&A
- 13 Q&Aでよくわかるインボイスのギモン
- 14 会社役員のための確定申告実務ポイント
- 15 消費税の申告実務ガイド
- 16 租税教室テキスト
- 17 決算書の前期比較術
- 18 定額減税源泉実務Q&A
- 19 定額減税のポイント
- 20 令和6年度税制改正
- 21 中小企業のための経理デジタル化ガイドブック
- 22 パッとわかる交際費課税
- 23 知ろう！考えよう！食品ロスのはなし

2. 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

本年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した提言を取りまとめました。

令和7年度税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

1. 財政健全化に向けて

- ・「金利のある世界」が現実到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。
- (1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
- (2) こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。
- ・社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- ・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
- ・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。
- (1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの

厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。

- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すことも重要である。
- (3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。
- (4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底等

- ・国民の政治に対する不信任は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。
- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) PDCAサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

- ・政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。
- ・国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- ・着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑

な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。

- ・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることはないよう配慮すること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすること。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者委ねられており、

さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

- ・中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

（1）事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、（2）取引相場のない株式の評価、（3）相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

（2）取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

（3）相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例置の適用期限を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② 平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

- ・政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

（1）インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。
- (1) 地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直が求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

Ⅳ. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- ・また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社の業績連動給与についても損金算入とすべき
- (2) 少額減価償却資産の見直し
- (3) 企業版ふるさと納税の適用期限延長
- (4) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検証

(2) 税制改正に関する要望実現のための提言活動の展開

全法連、各県連および各単位会が提言実現のために陳情活動を展開しました。新発田法人会では小島会長と天木副会長が管内選出の衆議院議員並びに新発田市長・新発田市議会議員、胎内市長・胎内市議会議員、阿賀野市長・阿賀野市議長に要望書を持参し提言活動を行いました。

11月12日	黒岩宇洋	衆議院議員	黒岩宇洋事務所	小島会長
11月21日	加藤博幸	阿賀野市長	阿賀野市役所	小島会長
11月21日	大滝 勝	阿賀野市議会議員	阿賀野市役所	小島会長
11月26日	井畑明彦	胎内市長	胎内市役所	小島会長、天木副会長
11月26日	八幡元弘	胎内市議会議員	胎内市役所	小島会長、天木副会長
12月03日	二階堂馨	新発田市長	新発田市役所	小島会長
12月03日	宮崎光夫	新発田市議会議員	新発田市役所	小島会長
12月03日	斎藤洋明	衆議院議員（代理）	事務所長 下妻勇 氏） 斎藤洋明事務所	小島会長

(3) 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び iDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すた

めに、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和7年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることをしないよう配慮すること。	・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 - イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。 - ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・ 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・ 中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
・ 「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。	・ 中小企業経営強化税制 - 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 ・ 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例

	雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。
--	---

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
・平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

[事業承継税制]

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。	・法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

[その他]

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。	・所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました（年収200万円以下は37万円上乗せ）。 なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます（上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円）。 ・給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。

3. 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

(1) 令和6年度の経営支援に関する研修会の開催状況

令和6年度の経営支援に関する研修会の開催状況は以下のとおりです。

開催日：令和6年6月21日（金）

会 場：志まや

議 題：税務行政の取組 講師：新発田税務署長 熊埜御堂 弦一 氏

参 加：47名

(2) 社会貢献活動

社会福祉施設の現場でのタオル不足を一般市民に呼びかけ、未使用タオルを寄贈することを目的に、特別講演会を開催しました。

開催日：令和6年11月27日（水）

会 場：新発田市生涯学習センター

議 題：「人生やったもん勝ち！自分の道を突き進め！」

講 師：ラジオパーソナリティー 清野 幹 氏

参 加：17名

未使用タオル寄贈先：阿賀野市社会福祉協議会 (600本)

Ⅲ. 共益関係

1. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資するための事業

(1) 組織の強化・充実

会員増強に関しては経済の低迷が長期に渡り続いたことや後継者不在などから、廃業や合併等が増加し会員の減少が続いています。令和6年度は、「前年以上の会員数確保」を基本方針とし、「役員一人1社確保」を必達の目標として組織の拡充に努めました。また、提携保険3社、青年部、女性部、各支部にも会員増強への協力を依頼しました。この間7社の新規加入をいただきましたが46社の退会があり、期末の会員数は41社の減となりました。

所管法人数	会員数			加入率
	令和6年3月末	令和7年3月末	増減数	
	2,443 社	797	756 △41	

(2) 広報活動の充実

① ポスターによる PR

令和6年度は前年度に引き続き、「税に強い経営者が次世代を支える！」をキャッチフレーズとした全国法人会総連合が作成したポスターを使用し、当法人会の周知・広報に活用しました。

② 媒体等での広報

「街角こんぱす」（無償誌）へ特別講演会来場（来場料無料）の際に、未使用タオルの寄付を

呼び掛けるとともに管内のスーパーウオロク各店と川崎商会本社給油所にポスターの掲示協力を願いました。当会会報誌「しばた法人会だより」裏表紙にポスター（縮小版）を印刷表示。また、T e N Y（テレビ新潟）でのパブリシティ広告に取り上げられました。

③ ホームページでの広報

当会ホームページ上に、各種研修会の開催を広報告知し、会員外へも研修会への参加を呼びかけ、税知識の普及、納税意識の向上と地域社会への貢献に努めました。

（３）青年部会・女性部会の充実

① 青年部会の活動状況

青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」及び「部会員増強運動」 について、積極的な発展を図ることに努めました。

○ 青年部会連絡協議会局連合同セミナー i n 新潟

開催日 令和６年６月５日（水）

会 場 リモート会議 （間藤 部会長）

1. 各部会進捗状況報告
2. 全国青年の集い（福井）健康経営発表大賞エントリーについて
3. その他

○ 県連青年部会連絡協議会 正副会長会議

開催日 令和６年７月１日（月）

会 場 リモート会議 （間藤 部会長）

1. 全法連青年部会連絡協議会（６／１０）議事内容の伝達
2. 県連青年部会連絡協議会合同セミナー（十日町）について
3. 全国青年の集い（福井）健康経営エントリーについて
4. 大型保証制度推進について（保険３社より）
5. その他

○ 局連青連協合同セミナー

開催日 令和６年８月７日（水）

会 場 リモート会議 （間藤 部会長）

1. 申し込み状況の確認
2. 司会原稿の作成について
3. 各部会より進捗状況報告
4. その他

○ 局連青連協合同セミナー

開催日 令和６年９月４日（水）

会 場 リモート会議 （間藤部会長）

1. 申込状況の報告
2. シナリオ・司会原稿の作成について
3. 各部会当日の流れの確認
4. その他

○ 関東信越法人会合同セミナー

開催日 令和6年9月13日（金）

会 場 イタリア軒 （間藤 部会長）

1. 部会長サミット
2. 合同セミナー

- ① 基調講演 講師：村山哲二 氏 演題：プロ野球の指揮官に学ぶ、一流チームのマネジメントについて
- ② 健康経営事例発表

○ 第40回県法連青年部会連絡協議会合同セミナー

開催日 令和6年10月24日（木）

会 場 ラポート十日町 （当会4名）

第1部 式典

第2部 記念講演会 講師：佐藤加奈子、高木千歩、高橋美佐子

演題：ローカルビジネスのたね～地方だからできること～

○ 県連青連協正副会長会議

開催日 令和6年12月4日（水）

会 場 リモート会議 （間藤 部会長）

1. 全法連青連協（11／7）議事内容の伝達
2. 局連合同セミナー（9／13）の報告
3. その他

② 女性部会の活動状況

「女性部会のあり方（指針）」に沿って、部会員の資質の向上と法人会活動の充実・活性化及び社会貢献活動を積極的に進めました。

○ 第18回全国女性フォーラム広島大会

開催日 令和6年4月17日（水）～19日（金）

会 場 広島グリーンアリーナ （当会5名）

第1部 記念講演 講師：下野達也 氏

演題：「音楽・師との出会い」～今、我々に求められること～

第2部 式典

第3部 懇親会

○ 女性部役員会

回	開催日	会 場	内 容	出席者
1	令和 6 年 5 月 日（水）	清風苑	(1) 視察研修について (2) 社会貢献活動について (3) 事業報告、講演会について	1 2 名
2	令和 6 年 7 月 2 3 日（火）	清風苑	(1) 社会貢献活動について (2) 視察研修について (3) その他	9 名

○ 女性部総会

実施日 令和 6 年 6 月 2 7 日（木）
 会 場 清風苑 参加人数 2 5 名
 1. 令和 5 年度事業報告
 2. 令和 6 年度事業計画
 3. その他
 講演会 講師：村山敏夫（新潟大学准教授）
 演題：SDGs とウェルビーイング

○ 県連女性部会連絡協議会正副会長会議

実施日 令和 6 年 7 月 1 9 日（金）
 会 場 新潟法人会館（橋本日登美 理事）
 1. 局連女性部会連絡協議会（7 / 1 2）議事内容の伝達について
 2. 県連女性部会合同セミナー（高田）について
 3. その他

○ 女性部 第 1 回社会貢献活動実行委員会

実施日 令和 6 年 9 月 3 日（火）
 会 場 谷平 参加人数 6 名
 1. 社会貢献活動の日程・内容について
 2. 活動の広告掲載について
 3. その他

○ 第 1 9 回新潟県法人会連合会女性部会連絡協議会合同セミナー i n 高田

実施日 令和 6 年 9 月 2 7 日（金）
 会 場 上越デュオ・セレッソ 参加人数 7 名
 第 1 部 合同セミナー、トークセッション
 テーマ：「上越を彩る桜のように輝く女性たち」
 第 2 部 交流会
 アトラクション：越後上越 上杉おもてなし武将隊

○ 女性部視察研修

実施日 令和 6 何 1 0 月 1 日（火）～ 3 日（木）
 視察先 長崎・熊本・博多

参加者数 16名

内 容 歴史、文化、異国情緒漂う九州へ
古くから日本に伝わる神話や伝説が息づく神社仏閣の博多、一方で西洋建築などの異国文化が多く残る長崎、地震により損壊した熊本城の天守閣は修復するも、櫓や石垣の修復などは2050年までかかると試算されている。

(4) 福利・厚生事業

関係保険会社3社の加入状況は下記のとおりです

令和7年3月末現在	経営者大型補償制度	ビジネスガード	がん保険制度
会員加入率	17.7 %	15.7 %	22.6 %
加入企業数	139 社	121 社	174 社

IV. 管理関係

1. 事業運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、法令等に適合した諸規定の整備を図るとともに法令に基づく適正な情報開示を行いました。さらにホームページを充実し情報発信や当会活動のピーアールに努めました。

2. 諸会議の開催

(1) 令和6年度 第13回通常総会

開催日 令和6年6月21日（金）

会 場 志まや 会議室

出席者 578社 （内、委任状によるもの548社）

決議事項

第1号議案 令和5年度決算報告承認の件

第2号議案 その他

報告事項

(1) 理事会承認事項

令和5年度事業報告

令和6年度事業計画

令和6年度収支予算

(2) その他

(2) 理事会

第1回理事会

開催日 令和6年5月13日（月）

会 場 金子屋別館 会議室

出席者 23名

決議事項

第1号議案 令和5年度事業報告ならびに決算承認の件に

第2号議案 通常総会の提案議題等について

第3号議案 その他

報告事項

(1) 代表理事の職務執行状況について

(2) その他

第2回理事会

開催日 令和6年9月19日(木)

会場 北辰館 会議室

出席者 14名

決議事項

第1号議案 令和6年度事業進捗について

第2号議案 会員増強について

第3号議案 その他

報告事項

(1) 代表理事の職務執行状況について

(2) その他

第3回理事会

開催日 令和7年2月18日(火)

会場 金子屋別館 会議室

出席者 17名

決議事項

第1号議案 令和7年度事業計画(案)承認の件

第2号議案 令和7年度収支予算(案)承認の件

第3号議案 第14回通常総会開催について

第4号議案 功労者表彰について

第5号議案 役員改選の件

第6号議案 新規入会会員承認の件

報告事項

(1) 代表理事の職務執行状況報告

(2) 令和6年12月31日現在の会員数について

(3) 健康経営委員会の設置について

3. その他の行事参加

(1) 事務局会議・事務局研修会(新潟県法人会連合会主催)

開催日 令和6年10月10日（木）

会 場 万代シルバーホテル

参加者 26名 （当会事務局長）

事務局会議

（1）全法連 全国県連専務理事等会議報告

（2）その他諸報告

研修会テーマ 「助成金制度と公益目的事業の留意点」

講師：全国法人会総連合 滝澤 財政部次長

（2）県下一斉キャッシュレス納付推進プロジェクト

（代表幹事：新潟県納税貯蓄組合総連合会・新潟税務署）

開催日 令和6年10月31日（木）

会 場 だいしほくえつホール

参加者 126名 （当会事務局長）

第1部 新潟県下一斉キャッシュレス納付推進共同宣言式

第2部 国税・地方税のキャッシュレス納付推進プロジェクト会議

（3）税を考える週間記念講演会（新潟県税務団体協議会主催）

開催日 令和6年11月20日（水）

会 場 クロスパル新潟（当会事務局長）

演 題 我が国財政を巡る現状と課題

講 師 岩佐 理（関東信越国税局長）

（4）管内事務局担当者研修会（関東信越法人会連絡協議会主催）

開催日 令和6年12月2日（月）

会 場 リモート会議

参加者 124名 （当会事務局長）

研修会 （1）法人会事務局 実務で使える！「生成AI」のキホン

講師：永友一朗（ホームページコンサルタント）

（2）キャッシュレス納付の推進～ダイレクト納付で業務効率化～

講師：寺澤春奈（関東信越国税局 実査官）

（5）事務局長会議（新潟県法人会連合会主催）

開催日 令和6年12月20日（金）

会 場 新潟グランドホテル5F 千秋

参加者 14名（当会事務局長）

議 題

（1）全国県連専務理事等会議の報告

・令和7年度助成金等資金配賦について

・その他

(2) その他 諸報告

(3) 新潟県法人会連合会ペナントレース三者合同表彰研修会

(6) 関東信越国税局幹部との協議会（新潟県法人会連合会主催）

開催日 令和7年2月6日（木）

会 場 A N A クラウンプラザホテル新潟

参加者 29名 （当会 小島会長、松永副会長）

議 題

(1) 会員の動向と会員増強の問題点及び退会防止に向けた活動状況について

(2) 添付書類も含めた e - T A X の普及・定着及びキャッシュレス納付の利用
拡大などの電子化に向けた取組について

(3) 企業の税務コンプライアンス向上への取組

(7) 福利厚生制度推進連絡協議会（新発田法人会主催）

開催日 令和7年2月12日（水）

会 場 志まや

参加者 26名

議 題 福利厚生制度の現況及び推進について

講師：大同生命保険（株）渡邊新（新潟支社第一営業課長）

講師：A I G 損害保険（株）遠藤淳（新潟支店長）

講師：アフラック生命保険（株）柏木威洋（新潟支社長）

4. 功労者表彰について

《 全国法人会総連合 会長表彰 》

富岡フジ子 新発田法人会 理事

《 新発田法人会 会長感謝状 》

高田智子 新発田法人会 事務局